

平成十三年国土交通省令第二十五号

地方航空局組織規則	第三十九条第二項及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百八十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方航空局組織規則を次のように定める。
目次	
第一章 内部部局(第一条~第三十四条の二)	第二章 地方航空局の事務所
第一節 総則(第三十五条)	第二節 空港事務所
第一款 総則(第三十六条~第三十九条の二)	第二款 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、福岡空港事務所、大阪空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所(第四十条~第六十条)
第三款 その他の空港事務所(第六十一条)	第四款 空港・航空路監視レーダー事務所(第八十三条~第八十五条)
第五款 空港出張所(第八十一条~第八十二条)	第六款 空港・航空路監視レーダー事務所(第八十三条~第八十五条)
第一章 内部部局(適正業務管理官)	第一章 内部部局(適正業務管理官)
第二条 東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ適正業務管理官一人を置く。東京航空局に、それぞれ適正業務管理官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務のうち、法令を遵守させるための指導その他業務の適正な遂行を確保するための措置に関する特定事項に係るものを作成する。	第二条 東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ適正業務管理官一人を置く。東京航空局に、それぞれ適正業務管理官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務のうち、法令を遵守させるための指導その他業務の適正な遂行を確保するための措置に関する特定事項に係るものを作成する。

第八十号 第二条に規定する空港その他の飛行場(以下「空港等」という。)に関する重要な事項に係る関係行政機関その他の関係者との連携に関する企画及び立案並びに調整に係る事務を整理する。	三 空港連携調整官のうちから国土交通大臣が指名する者を統括空港連携調整官とする。
四 統括空港連携調整官は、空港連携調整官の事務を統括する。	4 統括空港連携調整官は、空港連携調整官の事務を統括する。
(技術管理官)	(技術管理官)
第一条の四 東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ技術管理官一人を置く。	第一条の四 東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ技術管理官一人を置く。
二 技術管理官は、命を受け、地方航空局の所掌事務に関する国直轄の事業(委託によるもの)を含む。(以下同じ。)に関する技術及び管理の改善に関する特定事項に係るものを作成する。	2 技術管理官は、命を受け、地方航空局の所掌事務に関する国直轄の事業(委託によるもの)を含む。(以下同じ。)に関する技術及び管理の改善に関する特定事項に係るものを作成する。

第三条 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。 (空港部の所掌事務)	第三条 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。 (空港部の所掌事務)
一 空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。	一 空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。
二 災害対策推進官は、命を受け、地方航空局の所掌事務に関する自然災害による被害の予防その他の空港等及び航空保安施設に係る保全に関する特定事項に係るものを作成する。	2 災害対策推進官は、命を受け、地方航空局の所掌事務に関する自然災害による被害の予防その他の空港等及び航空保安施設に係る保全に関する特定事項に係るものを作成する。
(総務部の所掌事務)	(総務部の所掌事務)
第二条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 (適正業務管理官)	第二条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 (適正業務管理官)

第一条の二 東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ安全管理官一人を置く。	第一項の二 東京航空局總務部及び空港部並びに大阪航空局總務部及び空港部に、それぞれ次長一人を置く。
2 安全管理官は、命を受け、地方航空局の所掌事務に関する航空の安全の確保に関する特定事項に係るものを作成する。	2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
(空港連携調整官)	(総務部に置く課等)
第一条の三 東京航空局に空港連携調整官三人を、大阪航空局に空港連携調整官二人を置く。	第五条 総務部に、次の七課を置く。
2 空港連携調整官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務のうち、空港法(昭和三十一年法律)の所掌事務のうち、空港法(昭和三十一年法律)	第六条 総務課 人事課 経理課 契約課

		管財調達課 地域航空事業課 安全企画・保安対策課 (総務課の所掌事務)
2	前項に掲げる課のほか、総務部に広報対策官及び航空保安監査官それぞれ一人を置く。	第六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 二 公文書類の審査及び進達に関すること。 三 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、地方航空局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
2	前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官(大阪航空局に限る)、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。	第七条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。 二 定員に関する事務。 三 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。 四 職員に貸与する宿舎に関する事務。
2	前項に掲げる課のほか、空港等を活用した地域の振興に関する企画及び立案並びに地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事務。	第八条 経理課は、経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務をつかさどる。(契約課の所掌事務)
2	前項に掲げる課のほか、空港等を活用した地域の振興に関する企画及び立案並びに当該事項を実施するために必要な地方航空局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。	第九条 契約課は、次に掲げる事務をつかさどる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 地方航空局の行う入札及び契約に関する事務。 二 国の直轄の事業についての入札及び契約の技術的な事項に係る審査及び関係行政機関その他との連絡調整に関する事務。 三 国の直轄の事業の工事の検査に関する事務。
2	前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官(大阪航空局に限る)、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。	(管財調達課の所掌事務)
2	前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官(大阪航空局に限る)、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。	第十一条 地域航空事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 地域航空事業課の所掌事務。 二 営繕に関する事務。
2	前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。(空港部に置く課等)	第十二条 空港管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 空港等内の秩序の維持に関する事務。 二 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他の空港等における事故並びに空港等における災害に関する事項(次号に掲げるものを除く)。 三 空港等周辺の障害物件に関する事務。 四 航空に関する危機管理に関する事務(航空保安監査官の所掌に属するものを除く)。
2	前項に規定するもののほか、空港部に空港管理企画調整官(大阪航空局に限る)、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。	第十三条 広報対策官は、命を受けて、広報及び地図等に係る情報の公開に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。(空港保安監査官の職務)
2	前項に規定するもののほか、空港部に空港管理企画調整官(大阪航空局に限る)、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。	第十四条 航空保安監査官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止に係る措置の実施に関する監査に関する事務をつかさどる。
2	東京航空局の空港企画調整課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。	第十五条 空港部に、次に掲げる課を置く。 <ul style="list-style-type: none"> 一 空港企画調整課(空港企画調整課の所掌事務)。
2	前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。(空港企画調整課)	第十六条 空港管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 地域的な航空に関する重要な政策に関する事務。 二 地域的な航空に関する事務の調整に関する事務。 三 航空に関する事業(航空機及びその装備品の生产修理については、航空機製造事業者の行うものに限る)に関する事務を除く)。 四 外国航空機の航行及び使用に関する許可に関する事務。
2	前項に規定するもののほか、空港部に空港管理企画調整官(大阪航空局に限る)、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。	第十七条 空港企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 空港等の整備に関する計画についての企画及び立案並びに国的地方行政機関、地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事務。 二 空港等の建設、改良及び維持に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務。 三 土木施設、建築施設及び機械施設に関する防災対策についての企画及び立案並びに安全点検に関する事務。
2	前項に規定するもののほか、空港部に空港管理企画調整課は、前項に規定するもののかぎり、次に掲げる事務をつかさどる。	第十八条 空港安全監督課は、空港等に係る安全管理に関する国際的な基準に基づく措置の実施に関する監査及び指導に関する事務をつかさどる。(空港安全監督課の所掌事務)
2	前項に規定するもののほか、空港部に空港管理企画調整官(大阪航空局に限る)、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。	第十九条 补償課は、次に掲げる事務をつかさどる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 航空機の騒音による障害の防止工事及び障害を防止するための共同利用施設の整備の助成に関する事。 二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法第百十号)第九条第一項に規定する第二種区域からの移転の補償その他損失の補償に関する事。 三 空港等周辺の障害物件に関する事。 四 土地の收用、買収、使用及び寄附に関する事。
2	前項に規定するもののほか、空港部に空港管理企画調整官(大阪航空局に限る)、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。	第二十条 土木課は、土木施設に関する工事及び保守に関する事務(空港等に係る国直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに空港企画調整課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。
2	前項に規定するもののほか、空港部に空港管理企画調整官(大阪航空局に限る)、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。	第二十一条 建築課は、建築施設に関する工事及び保守に関する事務(空港企画調整課及び建築施設保全対策官の所掌に属するものを除く)をつかさどる。
2	前項に規定するもののほか、空港部に空港管理企画調整官(大阪航空局に限る)、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。	第二十二条 機械課は、地方航空局の所掌事務を遂行するためには使用する機械施設に関する工事及び機械施設及び車両の保守に関する事務(保安部及び空港企画調整課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。
2	東京航空局の空港企画調整課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。	第二十三条 空港管理企画調整官は、命を受けたて、空港等の管理に関する重要な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係

品の整備に係る審査、検査、監査及び指導に関する事務をつかさどる。

- 2 整備審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任整備審査官とする。
- 3 先任整備審査官は、整備審査官の所掌に属する事務を管理する。
- 4 第二項に規定するものほか、整備審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席整備審査官とする。
- 5 次席整備審査官は、整備審査官の所掌に属する事務の管理に關し、先任整備審査官を補佐する。
- (航空従事者試験官の職務)
- (航空従事者試験官は、命を受けて、
- 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十九条(同法第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく試験の問題を作成し、及び試験を実施する。
- 2 航空従事者試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空従事者試験官とする。
- 3 先任航空従事者試験官は、航空従事者試験官の所掌に属する事務を管理する。
- (交通管制機械設備調整官の職務)
- 2 交通管制機械設備調整官は、命を受けて、航空保安用電気通信施設及び航空灯火の用に供する予備電源設備の工事、運用及び保守に関する重要な事項の企画及び立案並びに係行政機關その他の関係者との連絡調整に関する事務(技術企画調整課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
- 第一章 地方航空局の事務所
- (設置)
- 第三十五条 国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所は、次のとおりとする。
- 空港事務所 空港出張所
- 空港・航空路監視レーダー事務所
- 第二節 空港事務所
- 第一款 総則

(名称、位置及び管轄区域)
(名称、別表第一のとおりとする。)

2 地方航空局長は、前項の規定にかかわらず、電話による国内航空通信の実施に関する事務、電話による国内航空通信の実施に関する事務、

する事務をつかさどる。

- 2 整備審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任整備審査官とする。
- 3 先任整備審査官は、整備審査官の所掌に属する事務を管理する。
- 4 第二項に規定するものほか、整備審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席整備審査官とする。
- 5 次席整備審査官は、整備審査官の所掌に属する事務の管理に關し、先任整備審査官を補佐する。
- (航空従事者試験官の職務)
- (航空従事者試験官は、命を受けて、
- 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十九条(同法第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく試験の問題を作成し、及び試験を実施する。
- 2 航空従事者試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空従事者試験官とする。
- 3 先任航空従事者試験官は、航空従事者試験官の所掌に属する事務を管理する。
- (交通管制機械設備調整官の職務)
- 2 交通管制機械設備調整官は、命を受けて、航空保安用電気通信施設及び航空灯火の用に供する予備電源設備の工事、運用及び保守に関する重要な事項の企画及び立案並びに係行政機關その他の関係者との連絡調整に関する事務(技術企画調整課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
- 第一章 地方航空局の事務所
- (設置)
- 第三十五条 国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所は、次のとおりとする。
- 空港事務所 空港出張所
- 空港・航空路監視レーダー事務所
- 第二節 空港事務所
- 第一款 総則

電話による航空情報に関する事務、航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務その他の事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、空港事務所の管轄区域について特別の定めをすることができる。

- 第三十七条 空港事務所は、地方航空局及び航空交通管制部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
 - 一 航空に関する事業(航空機及びその装備品の生産(修理については、航空機製造事業者の生産(修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)に関する事業を除く。)の発達、改善及び調整に関する事務。
 - 二 航空機の操縦の練習の許可に関する事務。
 - 三 空港等の設置及び管理の監督に関する事務(空港出張所及び空港・航空路監視レーダーの行うものに限る。)に関する保守に関する事務所の所掌に属するものを除く。)。
 - 四 空港等の供用に関する事務。
 - 五 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する事務。
 - 六 空港等内の秩序の維持に関する事務。
 - 七 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関する事務(次号に掲げるもののを除く。)。
 - 八 航空機の運航の監督に関する事務。
 - 九 航空機の航行の方法に関する事務。
 - 十 航空機の捜索及び救助に関する事務。
 - 十一 航空情報(電話による航空路航空情報を除く。)に関する事務(空港出張所の所掌に属するものを除く。)。
 - 十二 航空交通管制のために必要な情報の処理を行うシステム(以下「管制情報処理システム」という。)による航空通信の実施に関する事務。
 - 十三 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関する事務。
 - 十四 電話による航空通信の実施に関する事務。
 - 十五 航空路管制業務を行う機関と航空機との通信による国内航空通信の実施に関する事務、
 - 十六 着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関する事務。
 - 十七 空港等の保安に関する事務(土木施設、建築施設及び電気施設(航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。)に関する保守に関するものなどを除く。)。
 - 十八 飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務及び着陸誘導管制業務に関する事務(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
 - 十九 航空法第九十五条ただし書による許可に関する事務(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
 - 二十 航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関する事務(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
 - 二十一 航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関する事務(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
 - 二十二 航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関する事務(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
 - 二十三 航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関する事務。
 - 二十四 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関する事務。
 - 二十五 土木施設に関する工事及び保守に関する事務(空港等に属するものとし、その他の空港事務所長と称するものとし、その他の空港事務所長と称するものとする。
 - 二十六 建築施設に関する工事及び保守に関する事務。
 - 二十七 航空灯火その他の電気施設(航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。)に関する工事。
 - 二十八 航空灯火の設置及び管理の監督に関する事務。
 - 二十九 類似灯火の制限に関する事務。
 - 三十 昼間障害標識に関する事務。
 - 三十一 空港事務所の所掌事務を遂行するため使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関する事務。
 - 三十二 削除
 - 三十三 電話による航空路航空情報に関する事務(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六条)第二百四十二条の二第二項及び第三項の規定により航空交通管制部長が当該事務に係る権限を空港事務所長に委任した場合(以下「航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合」という。)に限る)。
 - 三十四 進入管制業務に関する事務(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。
 - 三十五 航空路管制業務に関する事務(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。
 - 三十六 航空法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書による許可に関する事務(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。
 - 三十七 航空法第九十七条第一項の規定による承認に関する事務(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。
 - 三十八 航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関する事務(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。
 - 三十九 航空機の位置通報に関する事務(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。
 - 四十 空港事務所の所掌事務所長を助け、空港事務所の所掌事務を整理する。
 - 二 総務調整官は、命を受けて、空港事務所の所掌事務に関する重要事項についての調整に関する事務を整理する。

(運航効率化推進官)	第三十九条の三 新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所及び福岡空港事務所に、それぞれ運航効率化推進官一人を置く。
2 運航効率化推進官は、命を受けて、空港事務所の所掌のうち航空機の運航の効率化、円滑化及び適正化に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。(システム運用管理官)	第三十九条の四 新千歳空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に、それぞれシステム運用管理官一人を置く。
3 システム運用管理官は、命を受けて、空港事務所の所掌事務のうち、航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設、電気施設(航空灯火を除く)及び機械施設であつて広域にわたるもの、の管理に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。	第二款 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所等に置く部)(新千歳空港事務所等に置く部)
4 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。総務部 成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。(空港安全部(東京空港事務所に限る。))	第三十九条 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。
5 第四十一条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務をつかさどる。 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。 三 公文書類の審査に関する事務。	第四十一条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 空港等の運用に関する安全の確保に係る調査並びに教養及び訓練に関する事務をつかさどる。 二 空港事務所の所掌事務に限る。
6 第四十二条 空港安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 空港等の運用に関する安全の確保に係る調査並びに教養及び訓練に関する事務をつかさどる。 二 空港等内の公用通路における自動車の交通の管理に関する事務。	第四十二条 空港安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 空港等の運用に関する安全の確保に係る調査並びに教養及び訓練に関する事務をつかさどる。 二 空港等内の公用通路における自動車の交通の管理に関する事務。
7 第四十三条 空港事務所の所掌事務に限る。	第四十三条 空港事務所の所掌事務に限る。
8 第四十四条 管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務。(航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)	第八条 航空機の操縦の練習の許可に関する事務。
9 空港等の設置及び管理の監督に関する事務(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに他部の所掌に属するものを除く。)。	第九条 空港等の供用に関する事務(他部の所掌に属するものを除く。)。
10 空港等の供用に関する事務(他部の所掌に属するものを除く。)。	十一 会計に関する事務。
11 国有財産及び物品の管理に関する事務。	十二 前各号に掲げるもののほか、空港事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。
12 前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。	十三 前各号に掲げるもののほか、空港事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。
13 空港等の供用に関する事務(他部の所掌に属するものを除く。)。	十四 空港等における航空に関する危機管理に関する事務。
14 空港等における航空に関する危機管理に関する事務。	十五 空港等における航空に関する危機管理に関する事務。
六 職員に貸与する宿舎に関する事務。	七 航空に関する事業(航空機及びその装備品の生産(修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)に関する事業を除く。)の発達、改善及び調整に関する事務。
八 航空機の操縦の練習の許可に関する事務。	九 空港等の設置及び管理の監督に関する事務(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに他部の所掌に属するものを除く。)。
十 空港等の供用に関する事務(他部の所掌に属するものを除く。)。	十一 会計に関する事務。
十一 国有財産及び物品の管理に関する事務。	十二 前各号に掲げるもののほか、空港事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。
十二 前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。	十三 前各号に掲げるもののほか、空港事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。
十三 空港等の供用に関する事務(他部の所掌に属するものを除く。)。	十四 空港等における航空に関する危機管理に関する事務。
十四 空港等における航空に関する危機管理に関する事務。	十五 空港等における航空に関する危機管理に関する事務。
五 空港等における航空に関する危機管理に関する事務。	第六条 航空機から要請により行うものに限り、航空機から要請により行うものに限り、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
第七条 管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。	第一項に規定するもの(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
第八条 管制保安部は、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。	第一項に規定するもの(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
第九条 管制保安部は、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。	第一項に規定するもの(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
第十条 管制保安部は、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。	第一項に規定するもの(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
第十一条 管制保安部は、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。	第一項に規定するもの(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
第十二条 管制保安部は、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。	第一項に規定するもの(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
第十三条 管制保安部は、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。	第一項に規定するもの(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。
第十四条 管制保安部は、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。	第一項に規定するもの(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。)。

(航空保安防災課の所掌事務)

第五十二条 航空保安防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等内の秩序の維持に関すること。
- 二 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他の空港等における事故及び空港等における災害に関すること(管制保安部の所掌に属するものを除く)。
- 三 空港等における航空に関する危機管理に関する事務のうち航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止に関すること。

(広報企画調整官の職務)

第五十三条 広報企画調整官は、命を受けて、広報に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整する事務をつかさどる。

(空港業務調整官の職務)

第五十四条 広報企画調整官は、命を受けた、東京国際空港の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害並びに空港の設置及び管理の監督に関する特定事項についての地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに他部の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

(地域調整官の職務)

第五十五条 仙台空港事務所の地域調整官は、命を受けて、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務のうち仙台空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより仙台空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第五十六条 大阪空港事務所の地域調整官は、命を受けた、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務のうち大阪国際空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより大阪国際空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第五十七条 空港安全部に、次に掲げる課を置く。

(空港安全部に置く課)

- 運用調整課
- 自動車交通管理課
- 空港保安防災課
- 空港危機管理課

(運用調整課の所掌事務)

第五十五条 運用調整課は、空港等の運用に関する安全の確保に係る調整に関する事務をつかさどる。

(自動車交通管理課の所掌事務)

第五十五条の二 自動車交通管理課は、空港等の公共用通路における自動車の交通の管理に関する事務をつかさどる。

(空港保安防災課の所掌事務)

第五十五条の三 空港保安防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等内の秩序の維持に関すること(自動車交通管理課の所掌に属するものを除く)。
- 二 空港等及びその周辺における事故及び空港等における災害に関すること(管制保安部並びに空港危機管理課及び自動車交通管理課の所掌に属するものを除く)。

(空港危機管理課の所掌事務)

第五十五条の四 空港危機管理課は、空港等における航空に関する危機管理に関する事務をつかさどる。

第五十六条 管制保安部、航空管制通航情報官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官

(仙台空港事務所及び成田空港事務所を除く)、航空管制通信官(成田空港事務所に限る)、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官

(東京国際空港事務所及び那霸空港事務所を除く)及び航空灯火・電気技術官を置く。

第五十七条

一 管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること。

二 電話による航空通信の実施に関すること(空港出張所及び航空管制通信官の所掌に属するものを除く)。

三 東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那霸空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

四 航空情報(電話による航空情報)

(空港安全部に置く課)

(空港安全部に置く課)

第五十八条 管制官の所掌に属するものを除く。

第五十九条 航空機の航行の方法に関する事務をつかさどる。

第五十条 遭難航空機の捜索及び救助に関する事務をつかさどる。

第五十一条 航空情報(電話による航空情報)

(空港等及びその周辺における救助の実施を除く)。

第五十二条 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

六 電話による飛行場航空情報に関すること。

七 電話による航空路航空情報に関すること(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。

一 航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事と(航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限りる)。

二 進入管制業務に関する事と(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。

三 航空路管制業務に関する事と(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。

四 航空法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可に関する事と(航空交通管制部長に委任した場合に限る)。

五 航空法第九十七条第一項の規定による承認に関する事と(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。

六 航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関する事と(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。

七 航空機の位置通報に関する事と(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。

八 航空機の位置通報に関する事と(航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る)。

九 新千歳空港事務所の航空管制官は、第七項に規定するもののほか、仙台空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所及び那霸空港事務所の航空管制官は、前二項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管

理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 飛行場管制業務に関する事と(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く)。

二 航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関する事と(空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く)。

三 新千歳空港事務所の航空管制官は、第七項に規定するもののほか、仙台空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所及び那霸空港事務所の航空管制官は、前二項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管

			那覇空港事務所の航空管制官は、前三項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。	10
	11		航空管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、国内航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関すること。 二、航空保安無線施設の工事、運用及び保守と（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。） 三、航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関すること。	
	12		一千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制技術官は、前項に規定するもののほか、航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関する事務をつかさどる。	
	13		成田空港事務所及び東京空港事務所の航空管制技術官は、前項に規定するもののほか、国际机场航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。	
	14		空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関すること。	
	15		空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関するること。	
	16		航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。	
26	25		仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指掌に属する事務を管理する。	
24	23		先任航空管制官は、航空管制官の所掌に属する事務を管理する。	
22	21		仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所にあつてはそれぞれ航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する一人、那覇空港事務所、東京空港事務所及び福岡空港事務所にあつてはそれぞれ航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者三人を先任航空管制技術官とする。	
30	29		次席航空管制運航情報官、次席航空管制通信官、次席航空管制官及び次席航空管制技術官は、それぞれ航空管制運航情報官、航空管制通信用官、航空管制官又は航空管制技術官の所掌に属する事務の管理に關し、先任航空管制運航情報官、先任航空管制通信官、先任航空管制官又は先任航空管制技術官の所掌に属する事務の管理に關し、先任航空管制運航情報官及び空港施設保全対策官（施設運用管理官及び空港施設保全対策官）	
3	28		次席航空管制運航情報官、次席航空管制官及び空港施設保全対策官（施設運用管理官及び空港施設保全対策官）	
	30	第五十七条	施設部、施設運用管理官及び空港施設保全対策官一人を置く。	
2	2		施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関すること。	
3	1		空港等の施設に関する工事及び保守に関すること。	
	4		那覇空港事務所にあつては施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者四人、東京空港事務所にあつては施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者五人を先任施設運用管理官とする。	
5	5		先任施設運用管理官は、施設運用管理官の所掌に属する事務を管理する。	
	6	第六十一条	函館空港事務所及び宮崎空港事務所に、それぞれ地域調整官一人を置く。	
	2	第六十二条	丘珠空港事務所、稚内空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。	
2	1		新潟空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空機の運航の監督に関する事務をつかさどる。（航空管制官の所掌に属するものを除く。）	
3	2		航空機の航行の方法に関する事務をつかさどる。	
4	3		遭難航空機の捜索及び救助に関する事務（総務課及び管理課の所掌に属するものを除く。）	
	5		実施に関する事務。	

務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。	一 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査にすること。
二 土木施設に関する工事及び保守につきとては、(空港等に関する国直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの(除く))。	二 施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。
三 建築施設に関する工事及び保守につきとては、(空港等に関する工事及び保守に係るもの)。	三 建築施設に関する工事及び保守につきとては、(空港等に関する工事及び保守に係るもの)。
四 空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に係ること。	四 空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に係ること。
五 空港灯火の制限に係ること。	五 空港灯火の制限に係ること。
六 航空灯火の設置及び管理の監督に関すること。	六 職員に貸与する宿舎に関すること。
七 航空機の操縦の練習の許可に関すること。	七 航空に関する事業(航空機及びその装備品の生産(修理については、航空機製造事業者の行うものに限る)に関する事業を除く)。
八 航空機の操縦の練習の許可に関すること。	八 航空機の操縦の練習の許可に関すること。
九 空港等の設置及び管理の監督に関すること。	九 空港等の設置及び管理の監督に関すること。
十 空港等の供用に関すること(航空管制運航情報官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属するものを除く)。	十 空港等の供用に関すること(航空管制運航情報官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属するものを除く)。
十一 会計に関すること。	十一 会計に関すること。
十二 国有財産及び物品の管理に関すること。	十二 国有財産及び物品の管理に関すること。
十三 前各号に掲げるもののほか、空港事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。	十三 前各号に掲げるもののほか、空港事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（空港事務所に置く課）	一 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。
第六十八条 丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、別表第二に定める区分により課を置く。	二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
（総務課の所掌事務）	三 公文書類の審査及び進達に関すること。
第六十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	四 空港事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
（環境・地域振興課の所掌事務）	五 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
第七十条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	六 職員に貸与する宿舎に関すること。
（環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。）	七 航空機の操縦の練習の許可に関すること。
（環境・地域振興課の所掌事務）	八 航空機の操縦の練習の許可に関すること。
第七十一条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	九 空港等の設置及び管理の監督に関すること。
（環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。）	十 空港等の供用に関すること(航空管制運航情報官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属するものを除く)。

（空港事務所に置く課）	一 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。
第六十八条 丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、別表第二に定める区分により課を置く。	二 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関すること(航空管制運航情報官の所掌に属するものを除く)。
（総務課の所掌事務）	三 空港等における航空に関する危機管理に関する事務のうち航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止に関する事務。
第六十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	四 空港事務所の所掌事務を遂行するための機械施設に関する工事及び保守につきとては、(空港等に関する工事及び保守に係るもの)。
（環境・地域振興課の所掌事務）	五 空港事務所の所掌事務を遂行するための機械施設に関する工事及び保守につきとては、(空港等に関する工事及び保守に係るもの)。
第七十条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	六 土木施設に関する工事及び保守につきとては、(空港等に関する工事及び保守に係るもの)。
（環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。）	七 建築施設に関する工事及び保守につきとては、(空港等に関する工事及び保守に係るもの)。
（環境・地域振興課の所掌事務）	八 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査にすること。
第七十一条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	九 職員に貸与する宿舎に関すること。
（環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。）	十 空港等の供用に関すること(航空管制運航情報官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属するものを除く)。

（空港事務所に置く課）	一 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。
第六十八条 丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、別表第二に定める区分により課を置く。	二 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関すること(航空管制運航情報官の所掌に属するものを除く)。
（総務課の所掌事務）	三 空港等における航空に関する危機管理に関する事務のうち航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止に関する事務。
第六十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	四 空港事務所の所掌事務を遂行するための機械施設に関する工事及び保守につきとては、(空港等に関する工事及び保守に係るもの)。
（環境・地域振興課の所掌事務）	五 空港事務所の所掌事務を遂行するための機械施設に関する工事及び保守につきとては、(空港等に関する工事及び保守に係るもの)。
第七十条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	六 土木施設に関する工事及び保守につきとては、(空港等に関する工事及び保守に係るもの)。
（環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。）	七 建築施設に関する工事及び保守につきとては、(空港等に関する工事及び保守に係るもの)。
（環境・地域振興課の所掌事務）	八 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査にすること。
第七十一条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	九 職員に貸与する宿舎に関すること。
（環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。）	十 空港等の供用に関すること(航空管制運航情報官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属するものを除く)。

